

議 事 録

平成28年第1回定例会

[最終日]

平成28年3月18日（金）

開 議	
議 長	皆さんこんにちは。 本日の出席議員は１６人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 （１４：００）
日程第１	
議 長	日程第１ 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。 町長
町 長	こんにちは。 本日は、平成２８年第１回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日においていましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の任期が平成２８年６月３０日をもって任期満了となり、後任の候補者を推薦したいので、議会の意見を求めるものです。 議案第２７号 筑前町と吉岡一勝氏との私有地埋設配水管の撤去に関する調停案受諾につきましては、甘木簡易裁判所が提示する調停条項案を受諾するにあたり、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。 議案第２８号 平成２７年度筑前町一般会計補正予算（第６号）につきましては、補正額４,８３０万円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１３１億１,１７１万１,０００円とするものです。 補正内容としましては、多目的運動公園整備事業につきまして追加工事を要することから、工事請負費４,８３０万円の増額補正を行うものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議の上承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第４号「町道の路線認定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４号「町道の路線認定について」を、採決します。 議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４号「町道の路線認定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第３	
議 長	日程第３ 議案第５号「町道の路線廃止について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。

	これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第5号「町道の路線廃止について」を、採決します。 議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第5号「町道の路線廃止について」は、原案のとおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第6号「町道の路線変更について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第6号「町道の路線変更について」を、採決します。 議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第6号「町道の路線変更について」は、原案のとおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第7号「筑前町行政不服審査会条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	行政不服審査委員会は、委員3人以内をもって組織するとあります。3人の合議制で決定されるということですが、これは多数決ですか、それとも全員一致でないと決定されないのでしょうか、お尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	熟議をしてですね、最終的には多数決になろうかと思います。
議 長	一木議員
一木議員	お尋ねいたします。 第4条の3項でございますが、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするということでございますけれども、補欠委員、どのような場合に補欠委員を選任するということになるのでしょうか。説明を求めたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	補欠委員の任期ということで、前任者の残任期間ということですがけれども、例えば委員さんが途中でお辞めになったりとかですね、いろんな理由があるかと思いますが、そういった場合の代わりに委員になっていただいた場合は、前任者のその残任期間ということの規定したものでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	3条ですけど、審査会は委員3人以内をもって組織するということになってます。ということは、3人以内であれば、1人でも2人でもということになると思うん

	ですが、何人を想定されているのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	3名を想定をしております。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第7号「筑前町行政不服審査会条例の制定について」を、採決します。 議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第7号「筑前町行政不服審査会条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第8号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 福本議員
福本議員	資料を先日いただいていたんですけども、その資料の最後に処理状況の公表という行政不服の設置必須の中で取り上げてあるわけです。 この意味から考えますと、いわゆるこれが審理された場合の結果について、公表をするという、この義務というのは、この7号においても8号においても、そういった公表ということでは、両方に指摘されておる内容ではないかなと思いますが、この点についての説明を求めたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 今回の改正行政不服審査法におきまして、そういった新たにですね、そういった不服審査があった場合に対しての定められた努力義務ということですね、絶対しなくてはいけないということではありませんけれども、できる限りそういうふうにしなさいということが法律の中で定められているということの中の1つに、そういう処理の状況ですね、を公表しなさいということが、努力義務の中に法律で謳われているということを、ご説明をしておったところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	ということは、筑前町の条例においても公表されると言いますか、そういうふう理解していいわけですか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 今回、この議案第8号の中ではですね、この中では附属機関に関する条例であるとか費用弁償とかについての条例でありますので、今お尋ねの件につきましては、この中の改正の中の規定には、どこにもその分については入っておりません。
議 長	一木議員
一木議員	ページは、19ページでございます。お尋ねいたします。 この中で報酬額が載っておるんですけども、3千円ということで、日額でございます。 一番下の備考のほうに、弁護士、医師、大学教授、大学准教授及びその同等職の委

	員では、任命権限が特に必要と認めた場合は、この表に掲げた金額にかかわらず日額8千円とするということでございまして、この度行政不服審査会の委員が加わったわけでございますけれども、参考にお尋ねしたいと思っておりますけれども、この上段の個人情報保護審査会それから行政改革推進委員会、この委員でございますけれども、下のほうに備考に掲げてあるような方たちが何名ほどこの委員としておいでなのか、金額に絡みますので、お尋ね申し上げたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 この表の中ですね、今回は行政不服審査会の委員ですので、3,000円ということしております。個人情報保護審査会とも今回兼ねて委員になっていただこうというふうに考えておりますけれども、個人情報保護審査会につきましては、弁護士の方が入っております。弁護士の方については、ここに備考欄にあるように8,000円を支給をしておるところでございます。
議 長	一木議員
一木議員	個人情報保護審査会は弁護士の方1名でございますか。 行政改革推進委員会の委員の方はそのような方が入られてないのかなということで、尋ねさせてもらったところでございます。 金額が違いますので、その辺りをちょっと参考までにお尋ねさせていただいたわけでございます。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 先ほど失礼いたしました。 個人情報保護審査会は委員が3名で、弁護士はそのうち1名です。 それから、行政改革推進委員会、これは現在任命はしておりませんけれども、委員の中には、以前組織しておるときには弁護士等の方は入っておりますませんでした。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	分かりました。 弁護士等の備考の方たちのみでですね、この委員を構成しているということであれば、もうこういうふうに日額を分ける必要はないかなというふうに感じたわけでございますけれども、このとおりになるかなということで理解できました。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	同じページです。 先ほど、今の答弁の中で課長が、個人情報保護審査会と行政不服審査会、これは兼任していただくというふうな答弁があったと思うんですが、兼任した場合、日額は2つの審査会の分を払うんでしょうか。 それと、一番下の附属機関の委員、その他の非常勤職員、2,000円から2万円となっておりますが、2万円は、どういう場合が2万円なんでしょうか、お尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 2万円の件につきましては、例えば今回行政不服審査委員会を設置する条例を先ほど可決していただきましたけれども、その中に、失礼しました。 今回の行政不服審査法に基づいて審査会を設置した場合に、その審理員をですね、置かなくてはなりません。その審理員というのが、やはり専門的な資格を持ったような方、弁護士とかですね、そういった方にこの審理員になっていただく予定にしておりますけれども、そういった場合に、いろんな専門的な立場からですね、

	公平性の立場から審査会のほうに意見等をまとめてですね、提供してもらったりするような役割をしていただくことになります。そういった弁護士等の審理員について、最高2万円ということ考えておるところでございます。 それともう1点は何やったですか。
議 長	河内議員
河内議員	個人情報保護審査会と行政不服審査会は兼任していただくという答弁がありましたが、そうした場合、日額は、それぞれ審査会で払われる日額を支払うんでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	この個人情報保護審査会と行政不服審査会を、もし委員が兼ねた場合につきましてはですね、一緒に会議をすることになる、あることもあるし別々ということも考えられますけれども、会議については日額3,000円ということで、ここに規定しているとおりですね、2つの会議を一緒にやったからと言って6,000円ということにはなりませんので、そういうことで行っていきます。
議 長	梅田議員
梅田議員	今の19ページなんですけど、先ほどですね、委員を3人で組織するというので答えていただいたんですが、その委員というのは法律または行政に関して優れた識見を有する者ということで、ということで、ここに備考の欄に弁護士、医師、大学教授等というふうに書かれているわけですが、この行政不服審査会の3名というのは、どういう識見を持たれた方たちを想定されているのかということであれば、ここの備考の日額8,000円ということになるんじゃないかなと思いますが、その点をお聞かせいただきたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	現在の情報公開と個人情報の保護の審査会の委員をしていただいているのが、弁護士の方、それから司法書士、そしてもう1名は住民代表ということでですね、町のほうからお願いをした、特別な資格を持ってある方ではございませんけれども、そういった行政的な経験の長いような方とかですね、そういった方を現在はお願いをしておるところでございます。今後もそういった方に委員をお願いしたいというふうにご考えておるところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	じゃあ確認いたしますけど、今、課長が言われました弁護士、司法書士という方は、この日額8,000円というふうになるというふうな理解でいいんでしょうか。そして、住民代表は3,000円ということでもいいんでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 そのようにしているところでございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第8号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、採決します。 議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第8号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7	
議 長	日程第7 議案第9号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第9号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、採決します。 議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第9号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第10号「筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第10号「筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第10号「筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第11号「筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第11号「筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 1 1 号「筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 1 0	
議 長	日程第 1 0 議案第 1 2 号「筑前町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 1 2 号「筑前町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 1 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 1 2 号「筑前町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 1 1	
議 長	日程第 1 1 議案第 1 3 号「筑前町消費生活センター条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。
	河内議員
河内議員	議案書の 5 2 ページ、第 5 条です。 消費生活センターには、消費生活センター長、及び必要な職員を置くがありますが、何人ぐらいを想定されておりますか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 センターの職員につきましては、議案書の中にも書かせていただいておりますように、センター長は担当課長、それからセンター職員につきましては、説明申し上げましたように、一般財団法人のほうから職員を 1 名、現在派遣をいただいておりますので、その現状のまま進めさせていただきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	じゃあ、今の体制と変わらないということですか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 そのとおりでございます。 今回の条例制定につきましては、法の定めによりまして消費生活センターを設置する市町村については、条例で定めなさいということでございましたので、4 月 1 日の施行に向けて条例整備をさせていただいたものでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	今の人員のままですと、鍵を閉めて出かけるという場合があつて、消費生活センターに行っても相談ができない、だから予約制をとっていると思うんですけども、い

	つ行っても相談できるような体制にしないといけないんじゃないと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 現在の体制につきましては、週４日、火曜日から金曜日までを開設しておるところでございます。 この鍵がかかって今部屋に入れない状態の日があるということは、１つは、住民の方への啓発を目的といたしました、例えば出前講座、そういうのに出席しているときでございます。それ以外につきましては、ほとんど在中しておるような状態でございます。 また、そういう講座のほうに出席をさせていただいているときにつきましては、うちのほうに電話が転送になります。それでうちのほうで一度受けまして、それから相談員のほうに繋ぐというような形でさせていただいております。 もちろん複数あるいは３人置くのが一番ベストではありますが、現在の相談件数から申しまして、現在の１名体制でも十分対応できるのではなかろうかと考えておるところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	同じ５７ページの開所時間等についてなんですけれども、午前９時から午後４時、そして休所日が月曜、土曜日、日曜日と祝日となっています。その後の３項に、町長が必要と認めたときは、開所時間、休所日を変更することができるという、このことはどういうことを意味しているのか、お尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 町長が必要と認めたときという記載をさせていただいておりますけれど、基本的には想定をしておりますが、もし、例えば土曜日、日曜日等で、そういう講座ですね、そういう出席等が必要な場合、そういう場合にはやむを得ずその日を開所日と変更させていただくこともあろうかとも思いますけど、基本的には想定をしていないところではございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	想定していないということで、ここに記載がされてることなんですけど、こういう事件というか、被害を受けた方というのは未成年者とか高齢者とか、そういう方たちが多分多いんじゃないかなと思うんですけども、そういう方たちは、やっぱり自分１人だけで相談に行くのは不安という方もいらっしゃると思います。 ということであれば、やはり家族の方なり身内なり伴って行かれるときに、お仕事を持ってある場合でしたら、午前９時から午後５時ということ、そして月曜、土曜、日曜とか祝日、やっぱりその点のところですね、やっぱり１日ぐらいは休日の日とか、そして一般の就業時間以降とか、そういう相談体制というのは必要じゃないかなと思うんですけども、その点どのようにお考えでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 こういう相談業務につきましては、あればあるほどベストであると、そのことは十分認識しておるところではございますけれど、現在の相談件数それから相談内容につきまして、一応平日の昼間と申しますか、それで十分対応はさせていただいております。もちろん５時過ぎにどうしても、相談が５時過ぎしか来れないと。そういう場合には臨機応変に対応はさせていただいております。 また、この相談につきまして、土日などの対応も必要ではないだろうかというお話

	もでございますので、これにつきましては、上部団体の県のほうの相談機関もでございますので、そちらをご紹介するとともに、これ以上の体制を取るならば、単市町村では非常に財政面でも困難な面もございますので、これはまた圏域でございます甘木朝倉等々の市町村と共同設置というような形でも検討していく必要はあるかと考えておるところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	現状で何とかやってるからということのようでございますけれども、やはりそういう相談に来られる方というのは、様々な方がいらっしゃるわけですので、決して時間から時間ということではなくて、なるべくお役所仕事のにならないようにですね、ここに、町長が必要と認めたときという項目も書かれておりますので、丁寧に今後対応をしていただきたいと思います。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 13 号「筑前町消費生活センター条例の制定について」を、採決します。 議案第 13 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 13 号「筑前町消費生活センター条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 12	
議 長	日程第 12 議案第 14 号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 14 号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 14 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 14 号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 13	
議 長	日程第 13 議案第 15 号「平成 27 年度筑前町一般会計補正予算（第 5 号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	20 ページでございます。 11 目の臨時福祉給付金についてでございます。 補正金額が 1 億 966 万 7,000 円ということで、総額は 1 億 6,386 万円とい

	うことでございますけども、お尋ね申し上げますけども。 この年金生活者などの支援、臨時福祉給付金ということで、この金額は国県の支出金ということでございますけども、この辺りの算定がどのようにされてあるのか、ちょっと分かりませんので。 例えば何名ぐらいの方に対して、こういった金額を算定されてあるのかなということで、分かりませんので、ちょっとお尋ね申し上げたいと思います。
議 長	福祉課長
福祉課長	補正分につきましては3, 200名を想定しております。
議 長	川上議員
川上議員	町債の借入額の今後の捉え方ということで、ちょっとお尋ねをしたいと思います。補正予算の関係資料の3ページですね、一番下に地方債の残高から償還の計画を作成資料をいただいておりますが、平成27年度の補正額の起債額は13億6,700万円というような形で、ここに掲げておられます。元金償還額は13億8,400万円ということで、98.8%ということですね、計画されております。 ただ、それから繰越明許の借入額は28年度へ繰り越すということで、予定額としては83.5%ということですが、この繰越明許額、これは、28年度をちょっと私見てたんですが、繰越明許まで含めると28年度は13億2,700万円ぐらいになると。それで償還額は、28年度の償還見込みが15億7,800万円というような形で、ここに計画をされております。 ただこれがですね、通常の償還額、これが13億1,000万円です。それに繰上償還の2億6,700万円を加えて15億7,700万円ということ計画されておるわけですが、たまたまこの繰上償還額が2億6,700万円あったから、28年度は100%、80何%になるかもしれませんが、私はこれが繰上償還まで見ての償還額で、今後いついいのかなということをちょっと心配するわけですね。これがいつもあるわけでもありません。ただ28年度は、このまま通常分でいけば100%超すわけですよ。 町政報告会でも償還額の9割しか借りませんと言われておりますし、私たちも、議会としても住民にはですね、当然その言い方をしておるんですが、ただ、この繰上償還額を含めていいのかなと、やはり。これはいつもあるものではありません。これがたまたま出たからということでしょうけど、だからその中で9割以下で納めたということで、捉え方がですね、私はちょっとそこら辺がもう少し慎重に行かなくちゃならないのかなと。 やはり今後こういうことを達成する場合は、考え方によっては帳尻合わせに繰上償還をしたというふうに考えてもですね、おかしくないわけでございますので、そこら辺の捉え方をどのように考えておられるか、お尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 28年度予算の関係でございますが、繰上償還というのは財政計画の中に入っております。元々が入っております。 ですから、25年度を繰上償還しております。9千何百万円ぐらい。それから26年度はですね、私も財政に來たばかりだったんですが、なかなか。 いや26年度は繰上償還をして、27年度についてはしなかった。計画的には5年間ずっと1億程度ですね、財政計画の中で繰上償還を考えております。 基本的にいわゆる9割というのはですね、元々の考え方がいわゆる現在高を下げるためのものがございます。そのために繰上償還をして下げてくる。繰上償還をすれば、その分もっと下がるということでございますので、基本的にはそういう捉え方をして

	いただきたいとは思っております。 以前の償還ですね、以前の起債につきましては、やっぱ率が高いものもありますし、そういうもので選んで、そしてご存じのとおり政府資金は繰上償還ができないというような現状の中で、できることを考えながら、検討しながら計画的にやっておるところでございますので、たまたま今回はですね、2年分と、途中なっておりますので、27年分、8年分含めて、今回2億6,000万円ほど増えて、繰上償還をしますが、そういう中で出てきておるところでございますし、また、先ほど言いましたように、議員おっしゃいましたように、繰上償還をしなければいけないというような、いわゆる本年度特にですね、多ございます。合併特例債、いろんなものが事業が大きく膨らんでおります関係上、そこら辺も若干考え方としては、あるのはあります。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	内容は分かるんですよ、分かるけど見方によってはですね、そういうふうなこともあるのかな。 ただ今後ですね、確かに特会まで含めればまだまだ償還額はどんどん増えてきます。ただ一般会計だけ見れば、もうどんどん下がってきてるんですよ、ですね。そうしますと、今後、今13億の償還額が、今度は12億、11億になってくるんですよ。そのときに、その償還額の9割としていった場合に、今後の事業計画の中で厳しいものが出てくるわけなんですね。 ですから、そこまで含めてその償還額を考えていかないかんじだろうと。住民の方に説明するにしても、やはり今後、昨年も13億なんぼ償還してあります。今度もします。これが今言うごと、もう毎年一般会計は残高が減ってきてますので、償還額も減ってきますから、その9割で借入れができるのかなというような問題が出てきますからね、そこまで含めての今度は考え方を考えていかんと、もう9割で行くならどんどん事業が衰退していく、衰退していくと借入金が減ってくるからいいんですけど、今後の考え方をですね、ぜひそこら辺の捉え方を考えていかんと、おかしくなるんじゃないかなと。私はそのまま繰上償還を含めてもう5年なら5年の償還額を計算してみて、それして、それによってどのくらいの、私もピンと来たもんですから、どうのこうの提案はできないんですが、そこらの考え方をもうちょっと考えた方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	議員おっしゃるとおりだと思います。 平成23年ですね、ピークです。ピークに近いところのいわゆる残高が多かったところの中で、9割というのを考えて、そして財政計画として作ってきておるような状況でございます。 今、どんどん下がってきております。本来であれば下がってくれば、9割となると事業ができないというような状況になってくることがある、ということは考えられることでございます。先々ではその9割の考え方をですね、考え直すといいますか、見直す必要が出てくるのではないかと思います。 それにつきましても、まずは起債現在高をですね、どこまで減らしてくるのかというのです。財政計画の中で平成30年には150億ぐらいになると思います。そうすると標準財政規模の2倍程度ということになりますし、本来でいけばもっと下がってくるべきだとは思いますが、どこら辺のラインを見てですね、その判断をするかということが必要になってくるというふうに考えております。ただ、今のところはまだ大きいです。2倍以上でございますので、まだ今の考えの中で減らしていく方向が良いというふうに考えております。
議 長	これで質疑を終わります。

	これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１５号「平成２７年度筑前町一般会計補正予算（第５号）について」を、採決します。 議案第１５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第１５号「平成２７年度筑前町一般会計補正予算（第５号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１４	
議 長	日程第１４ 議案第１６号「平成２７年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１６号「平成２７年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について」を、採決します。 議案第１６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第１６号「平成２７年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１５	
議 長	日程第１５ 議案第１７号「平成２７年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１７号「平成２７年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について」を、採決します。 議案第１７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第１７号「平成２７年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１６	
議 長	日程第１６ 議案第１８号「平成２７年度筑前町水道事業会計補正予算（第３号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。

	(質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 18 号「平成 27 年度筑前町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を、採決します。 議案第 18 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 18 号「平成 27 年度筑前町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 17～ 日程第 24	
議 長	会議規則第 35 条の規定により、日程 17 から日程 24 までを一括議題とします。 一括議題とした日程第 17 議案第 19 号から日程第 24 号 議案第 26 号までについて予算審査特別委員長の報告を求めます。 田中委員長
田中委員長	報告します。 予算審査特別委員長として予算審査特別委員会の審査の報告をいたします。 本会議で一括議題として付託されました議案第 19 号から議案第 26 号は、3 月 15 日と 16 日の 2 日間、慎重に審議した結果、本委員会はお手元にお配りしました委員会審査報告書のとおり、原案のとおり可決されましたので、会議規則第 75 条の規定によって報告します。
議 長	報告が終わりました。 一括議題とした議案第 19 号から議案第 26 号までに対する委員長の報告は可決です。 予算特別委員会において詳細な質疑がなされましたので、質疑を省略します。 議案第 19 号「平成 28 年度筑前町一般会計予算について」、討論を行います。 反対発言を許します。 河内議員
河内議員	議案第 19 号、平成 28 年度一般会計予算について、反対の立場から討論します。 予算の中ではこども医療費の助成拡大、住宅リフォーム制度の継続、学校教育の充実、新たな企業誘致、西部地区での保育所創設等々の評価できるものも多々ありますが、多少の減額は実現したものの、1 つの任意団体にすぎない部落解放同盟への財政規模 2 倍以上の自治体の補助金に匹敵する 635 万円もの補助金は、到底町民の理解を得ることはできないと考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。 深野議員
深野議員	同和地区の出身者をですね、誹謗中傷する差別事件やあるいはまた筑前町において、同和地区問い合わせ、インターネットの書き込みなど、まだまだ同和問題の解決には至っていないと私は思っています。 解放同盟もこれに対しまして、差別をなくすために、町とともにあらゆる機会を通して、啓発や協力に取り組んでいます。 よって解放同盟の補助金は必要と考え、賛成討論といたします。

議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第 19 号「平成 28 年度筑前町一般会計予算について」を、採決します。 議案第 19 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第 19 号「平成 28 年度筑前町一般会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第 20 号「平成 28 年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	議案第 20 号、平成 28 年度国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論します。 保険者支援金が昨年と同額 5,370 万計上されていますが、支援金の本来の趣旨であるべき高すぎる国民健康保険税の引き下げに使うべきであると考えます。国民健康保険税の軽減に反映されていません。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 木村議員
木村議員	国民健康保険制度は医療のセーフティーネットとして地域住民の健康の維持、増進、これに重要な役割を果たしております。国保財政はたいへん厳しい状況が続いておりますが、今回の予算は、本町の国保事業運営について適正な内容だと判断し、賛成討論といたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第 20 号「平成 28 年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第 20 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第 20 号「平成 28 年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
委 員 長	次に、議案第 21 号「平成 28 年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	議案第 21 号、後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論します。 後期高齢者医療保険は、75 歳という年齢だけで他の医療保険から切り離し、高齢者の割合が増えるたびに保険料が際限なく上がっていくというもので、高齢者の方々に耐えがたい負担を強いるものであると考えます。1 日も早く元の老人保健制度に戻すべきであり、制度そのものに反対です。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 木村議員
木村議員	賛成の立場から討論します。 後期高齢者医療制度は高齢者の医療を安定的に確保するための制度であり、今回の

	予算では保険料の引き下げと医療費適正化対策が含まれていることから適正であると判断し、賛成討論いたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第 2 1 号「平成 2 8 年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、採決します。 議案第 2 1 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第 2 1 号「平成 2 8 年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第 2 2 号「平成 2 8 年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	議案第 2 2 号、平成 2 8 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、反対の立場から討論します。 この貸付事業については、最終償還年度が目の前に来ているにもかかわらず、未だに 7 8 件、1 億 7,6 0 0 万円の債務が残っています。予算はそれに見合った元利収入とはなっており、早期解消に向け努力をお願いし、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 山本一洋議員
山本議員	賛成の立場で討論いたします。 貸付金の償還が終わりましても未納分につきましては、回収になお一層の努力をしていただきながら、債務者からの償還金受け皿として必要な会計予算であると考えまして、賛成討論いたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第 2 2 号「平成 2 8 年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第 2 2 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第 2 2 号「平成 2 8 年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第 2 3 号「平成 2 8 年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 2 3 号「平成 2 8 年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第 2 3 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 2 3 号「平成 2 8 年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第 2 4 号「平成 2 8 年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、討論を行います。

	(討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２４号「平成２８年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２４号「平成２８年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第２５号「平成２８年度筑前町水道事業会計予算について」を、討論をします。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２５号「平成２８年度筑前町水道事業会計予算について」を、採決します。 議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２５号「平成２８年度筑前町水道事業会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	議案第２６号「平成２８年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２６号「平成２８年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第２６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２６号「平成２８年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第２５	
議 長	日程第２５ 諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	追加議案書の２ページをお願いします。 諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏名 後藤千代香 住所 福岡県朝倉郡筑前町森山１１４０番地１ 生年月日 昭和２６年８月６日 提案理由、人権擁護委員の前田嘉志美氏が、平成２８年６月３０日をもって任期満

	了となるので、その後任の候補者として推薦しようとするものである。 公認候補者の経歴につきましては、別添の諮問第1号の参考資料を付けておりますので、ご参照いただきたいと思います。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定しました。
日程第26	
議 長	日程第26 議案第27号「筑前町と吉岡一勝氏との私有地埋設配水管の撤去に関する調停案受諾について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書の3ページをお願いいたします。 議案第27号「筑前町と吉岡一勝氏との私有地埋設配水管の撤去に関する調停案受諾について」 本町と吉岡一勝氏との、総合支所隣接私有地に所在する埋設配水管の撤去に関する民事調停について、平成28年2月17日付け甘木簡易裁判所から別紙のとおり調停条項(案)が提示があったので、これを受諾するものとする。 本日提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほど町長が申されたとおりでございます。 4ページをお願いいたします。 調停条項(案)の提示でございます。 主な内容を説明いたしたいと思います。 まず中ほど、第1項、第2項につきましては、本件配水管の撤去期限に関するものでございます。平成28年度中に撤去するように努力する。平成28年度中に撤去できない場合は、平成29年度末までに撤去するというものでございます。 3項につきましては、撤去の工法に係る内容でございます。 工事の終了後、本件土地を原状回復するというものでございます。 次のページ、4項、5項につきましては、撤去工事の際、他の埋設物の調査、それから埋設物を判明した場合には撤去するというものでございます。 6項につきましては、費用負担を定めるものでございます。町の負担とするものでございます。 7項につきましては、撤去工事に伴い配水管の切り替え工事を行うというものでございます。 それから、10項につきましては、本件土地に植えられているキウイ及び針金、パ

	イプ等の撤去をするということでございます。 これらの撤去に伴う補償金は請求しないというものでございます。 11項につきましては、本件配水管を利用したことに伴う使用料等の金銭の請求はしないというものでございます。 内容は、以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 田中議員
田中議員	本現地のですね、配水管を撤去するのは分かりますけども、その配水管を撤去する土地だけなのか、全体なのかをご確認します。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 現状としてはですね、ご存じの方もあると思いますが、役場の隣にキウイ畑がございます。その基本的の中に排水がありますので、それを撤去すること、それから、そのキウイのためにですね、番線が張ってあります。それで、それも一緒に撤去するということでございます。 当初はですね、工事箇所だけという話をしておりましたが、逆に工事に入りにくい、やりにくいというようなことがですね、あるというふうな考え方がありましたものですから、すべて撤去すると。そしてその分については、補償を求めないということでですね、調停ということで、提案がなされておるところでございます。
議 長	河内議員
河内議員	町が調停案を受諾するのは分かるんですが、相手側が果たしてこの調停案を受け入れるかどうかというのは、分かってあるんですか。
議 長	財政課長
財政課長	この調停に関してはですね、1月に一度あります。12月に報告をして、1月にありまして、また2月の17日にあったわけです。 基本的にお互いに話の中でご理解いただいておりますということで、裁判所からはこういう文書が出ております。 中身については、変更はないと。いわゆるてにをはが間違っておるかもしれませんが、ということですので、そういうことで了承をいただいております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	この排水管の現状はちょっと分かりませんが、これは、配管自体は現在生きておるわけですか、それとももうただ使われずに、用を達してないということであれば、要するに吉岡さんの境界際になると思うんですけど、そこで寸断させると、切り離すという形でいいんでしょうけど、これ現状はどういうふうな配管でありますか。
議 長	財政課長
財政課長	現状はですね、支所の配水につきましては、平成13年の11月か12月頃にですね、下水道に繋いでおります。ですから、排水はほとんど入ってないと思いますが、雨水等がですね、入って来てるんじゃないかなというふうなことでございます。 ですから切り替え工事をやると。いわゆるもうほとんど使っていない状況だとは思いますが、切り替え工事をして、切り替えの雨水も流さないようにですね、いわゆる私有地ですから、そういうところにはしないということでですね、今回工事をやるということでございます。
議 長	福本議員
福本議員	そうしますと、下水道管自体にですよ、雨水は取り込めるわけですか。

	普通下水道はですね、特に足洗い場とか雨水関係は別な排水という形になるんですけども、そういった雨水も含めた水をですね、下水道管に繋ぐことができますか、接続することが。
議 長	財政課長
財政課長	すみません、ちょっと説明が至らなかったと思います。 今ある、いわゆる今度撤去しようとするものについてはですね、雨水が入っておると考えられております。ですから、そこから別の経路を通して、いわゆる下水には繋ぎません。側溝がありますので、いわゆる里道があって、すぐ側溝がありますので、そちらのほうに流して排水に流すというような計画をしております。 雨水は当然下水には入れられませんので、そういうことでございます。
議 長	田口議員
田口議員	この調停条項の中にですね、撤去する面積、それから排管の長さを書けばですね、分かりやすいような文章になると思います。 だからその点、そういう面積とかそういう撤去する排管の長さとか書いておけばですね、非常に分かりやすいんじゃないかなろうかと思って、提案します。
議 長	財政課長
財政課長	ありがとうございます。 今度は、次回3月の24日に調停がまたあるようになっておりますので、その点を提案して、文章に付け加えられれば、それはしていきたいと思います。
議 長	河内議員
河内議員	この調査と撤去に費用はどれくらいかかるか見積もっていますか、お尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 今のところ調停が整っておりませんので、その私有地に入ることができません。 ですから、話が通れば中に入って測ってみたりというのはいろいろあると思いますが、概算で外から見た感じ、それから長さ、図面上で測った感じで、大体200万ぐらいじゃないかなろうかということで考えております。
議 長	横山議員
横山議員	ちょっと確認をさせてください。 条項の中の10番目でございます。 相手方は本件土地に植えているキウイの木及び枝を支える針金、パイプ等を撤去するということで、これは、当該敷地の中のすべてのパイプそれからキウイの木、これを撤去して更地にするという考え方でよろしいんですね。
議 長	財政課長
財政課長	はい、そういうことでございます。 当初は工事箇所ということでございましたが、とても入れる状況じゃないものですから、すべて取っ払わんと工事が難しいということですので、すべての敷地の中のを撤去しますと。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第27号「筑前町と吉岡一勝氏との私有地埋設排水管の撤去に関する調停案受諾について」を、採決します。 議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)

議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 27 号「筑前町と吉岡一勝氏との私有地埋設排水管の撤去に関する調停案受諾について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 27	
議 長	日程第 27 議案第 28 号「平成 27 年度筑前町一般会計補正予算（第 6 号）について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書の 6 ページをお願いいたします。 議案第 28 号「平成 27 年度筑前町一般会計補正予算（第 6 号）について」平成 27 年度筑前町一般会計予算（第 6 号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 議案書をお願いいたします。 1 ページをお願いいたします。 歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出の予算に総額 4,830 万円を追加し、歳入歳出の予算を歳入歳出それぞれ 131 億 1,171 万 1,000 円とするものでございます。 補正の内容につきましては、多目的運動公園事業の追加工事でございます。 繰越明許費につきましては、4 ページのとおりでございます。4 ページをご覧ください。 それから地方債の補正につきましては、合併特例債、事業債の変更でございます。5 ページでございます。 それから 6 ページにつきましては、歳入でございます。 歳入につきましては、国庫補助金それから基金繰入金、町債の充当を見込んでおります。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 28 号「平成 27 年度筑前町一般会計補正予算（第 6 号）について」を、採決します。 議案第 28 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 28 号「平成 27 年度筑前町一般会計補正予算（第 6 号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 28	
議 長	日程第 28 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から会議規則第 73 条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。

	委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第 29	
議 長	日程第 29 「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定によって、お手元にお配りした所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は、全部終了しました。 町長
町 長	平成 28 年当初予算、一般会計をはじめとするすべての議案を承認、可決いただきましてありがとうございました。 平成 28 年度は、合併 10 年の成果と課題を受けてさらなる町づくりへのスタートになる年だと言えらると思います。人口減少社会において、いかに筑前町を元気ある町として推進していけるのか、問われる年でもあらうと思います。いずれにしろ定住人口、交流人口の動向は、町の活力の 1 つのバロメーターになり得ます。 本日平成 28 年度予算を可決いただきました。その中で企業誘致用地の買収、工事費等も可決いただきました。このことから町といたしましても、企業誘致予定企業名をですね、公開していきたいと思うところでもございます。 その中でヤクルト株式会社の本町立地という希望ある話題は、地方創生第 1 号として期待が高まります。食品産業であり、観光資源も有する企業進出は、雇用、町税収面だけでなく、上下水道利用量の増大、記念館、農林業との相乗効果も期待されるところでもございます。さらに企業イメージによる町のイメージアップは、定住増加も期待できると考えられます。 町づくりは住民協働で進めていくものでございますけれども、その中でも執行部、議会は町づくりの権限と責務を有するプロ集団でございます。ともにさらなる研鑽を深め、筑前町振興のために尽力する思いを共有しまして、3 月定例会閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成 28 年第 1 回筑前町議会定例会を閉会します。 どうもお疲れさまでございました。 (15 : 23)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長

矢野 勉

13番 議 員

一木哲美

14番 議 員

河内直子